

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุนที่ 8/2563
เรื่อง การให้สิทธิและประโยชน์ยกเว้นอากรขาเข้าสำหรับของที่นำเข้ามาเพื่อใช้ในการวิจัยและพัฒนา

(非公式訳)

投資委員会布告

第 8/2563 号

件名：研究開発に使用するための輸入品への輸入関税免除の恩典付与

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付の投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 30/1 条の権限に基づき、仏暦 2560 年（2017 年）3 月 14 日付投資委員会布告第 1/2560 号を廃止し、以下のように発布する。

1. 被奨励者に対し研究開発や関連する試験に使用するための輸入品にかかる輸入関税免除の恩典を付与し、1 年毎に認可する。輸入関税が免除される輸入品は、機械または原材料およびに必要資材向けの輸入関税免除を受けられる機械または原材料および必要資材ではないこと。但し、布告にて定めた種類、数量、期間、条件、手続きに基づく。

2. この恩典の対象事業は、下記の範囲内において研究開発を行うこと。

(1) 研究開発の事業 例えは

- 研究開発事業
- バイオテクノロジー事業 (Biotechnology)
- 重点技術開発事業

(2) 研究開発を行うことを必須条件とする事業

(3) 研究開発への投資もしくは支出を有する場合において、さらなる恩典を付与する条件が定められた事業

(4) 研究開発を有するメリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives) を受けたプロジェクト

(5) 効率向上のための研究開発への投資奨励措置に基づき奨励を受けたプロジェクト

尚、仏暦 2563 年（2020 年）4 月 13 日より有効とする。

発布日：仏暦 2563 年（2020 年）5 月 14 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー
(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長